

生成A I時代における“マシンフレンドリー”なデータのあり方の検討にかかる 大阪市と大日本印刷株式会社との連携協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）及び大日本印刷株式会社（以下「乙」という。）は、大阪市における「生成A I時代における“マシンフレンドリー”なデータのあり方の検討」に資する相互の連携及び協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、生成A Iに関する技術その他の甲及び乙が有用性を認める技術の利活用をすることで、機械可読な形式への変換が容易なデータ要件について検証・類型化し、生成A I時代における“マシンフレンドリー”なデータのあり方を追求することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による連携事項は次のとおりとする。ただし、連携事項を推進するために必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別途定めることとする。

- (1) 市民サービスの向上及び業務の効率化に向けた、乙の独自技術である「ドキュメント構造化A I」及び生成A Iを用いた「生成A I時代における“マシンフレンドリー”なデータのあり方」についての調査研究に関すること
- (2) その他両者が必要と認める事項に関すること

（連絡調整）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結時から令和6年7月19日までとする。ただし、甲乙が書面により合意することによりこの期間を延長することができる。

（非拘束）

第5条 本協定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものにすぎず、各当事者間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。各当事者は、第1条に定める目的又は第2条に定める連携・協力その他本協定に定める事項が達成されなかった場合でも、いかなる責任も負わないものとする。

- 2 本協定は、各当事者の製品又はサービスの購入、利用その他について定めた既存の契約に優先したり、それらを変更したりするものではない。
- 3 本協定にかかる秘密情報の取扱いについては、別途相互秘密保持契約を締結する。

(協議)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各々その1通を保管する。

令和6年5月17日

(甲) 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

契約担当者 デジタル統括室長 鶴見 一裕

印

(乙) 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

大日本印刷株式会社

常務執行役員 情報イノベーション事業部長 沼野 芳樹

印